

## 議案第48号

### 木津川市手数料条例の一部改正について

木津川市手数料条例（平成19年木津川市条例第61号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月2日提出

木津川市長 河井 規子

### 提案理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」の公布により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

参考資料（議案第48号）

木津川市手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

本則（略）

別表（第2条関係）

手数料の名称	単位	額
(1)～(39) (略)	(略)	(略)
<u>(40)～(47)</u> (略)	(略)	(略)

（旧）

本則（略）

別表（第2条関係）

手数料の名称	単位	額
(1)～(39) (略)	(略)	(略)
<u>(40) 個人番号カード</u> の再交付手数料	<u>1件につき</u>	<u>800円</u>
<u>(41)～(48)</u> (略)	(略)	(略)

木津川市条例第 号

木津川市手数料条例の一部を改正する条例（案）

木津川市手数料条例（平成19年木津川市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中（40）の項を削り、（41）の項を（40）の項とし、（42）の項から（48）の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。